

令和2年11月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和2年11月12日（木）午前10時
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者
教育長 大場 健哉
教育長職務代理者 高橋 明子
二番委員 荒 明 美恵子
三番委員 大森 佳彦
四番委員 遠藤 一幸
- 4 出席職員
教育部長 江花 一治
教育総務課長 大瀧 浩信
学校教育課長 武藤 幸意
生涯学習課長 植村 泰徳
文化課長 松崎 裕美
中央公民館長 栗城 由紀
学校教育課主幹 小荒井 浩
学校教育課長補佐 油井 弘美
生涯学習課長補佐 高橋 淳
文化課長補佐 鈴木 美智子
文化課長補佐 山中 雄志
中央公民館長補佐 塚原 優郁
- 5 閉 会 午後0時15分

教育長 改めて、おはようございます。

皆さんおそろいですので、令和2年11月の教育委員会定例会を始めてまいりたいと思います。

なお、開会時刻につきましては、午前10時ということでお願いいたします。

それでは、2番の会期の決定であります、会期につきましては本日1日としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 それでは、異議なしということですので、会期については本日1日といたします。

続いて、3番の書記の指名に移りますが、書記につきましては、学校教育課課長補佐の油井補佐にお願いしたいと思いますがよろしいですか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしということですので、書記については、学校教育課の課長補佐、油井補佐にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続いて、会議録の承認に移ります。

お手元に8月の教育委員会の定例会の会議録があると思うんですが、この内容等につきまして、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 特にご意見、ご質問なし、異議なしということですので、会議録については、お手元にあるその会議録ということで了解いたしましたのでよろしくお願いいたします。

続いて、報告事項に移りますが、内容に入ります前に、事務局から加筆訂正等あったらお願いいたします。

教育総務課長 こちらにつきましては、特に加筆訂正ございませんので、よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、最初に、(1)行事等の報告に入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、行事等の報告をさせていただきますので、1ページをお開き願います。

前回、10月の定例会開催日の10月22日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり6件でございました。日時、行事名、開催場所、出席いただきました皆様についても記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

教育長 ただいま、事務局より説明ありましたが、この行事等について、何かご意見、ご質問あったらお願いいたします。よろしいでしょう。

 <異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、行事等の報告についてはこのとおりといたします。

 続いて、教育長の報告ということで、報告第10号共催及び後援の承認についてに移りますので、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、報告第10号を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

 喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして、10月の定例会以降、共催は承認案件がなく、後援のみ1件を承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。なお、使用名義は喜多方市教育委員会でございます。

 内容につきましては、所管課から説明させていただきます。

文化課長 後援1件につきましてご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

 シンポジウム「蔵とアートと演劇のまちへ」、これにつきましては12月12日、大和川酒造北方風土館昭和蔵を会場に実施するものでございます。県立博物館学芸員、そして喜多方市の学芸員、喜多方発21世紀シアター顧問等を講師にしまして、シンポジウムを開催するものでございます。

 以上です。

教育長 ただいま、後援1件だけではありますが説明がありました。

 このことにつきまして、委員の皆様方よりご意見、ご質問あったらお願いいたします。よろしいですか。

 <異議なしの声あり>

教育長 では、特に異議なしということですので、報告第10号につきましてはこの程度といたします。

 続いて、6番の審議事項に移りたいと思います。

 内容に入ります前に、事務局より加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 こちらにつきましても、加筆訂正はございませんので、よろしくをお願いいたします。

教育長

それでは、内容に入りたいと思います。

初めに、議案第36号令和2年度喜多方市一般会計補正予算（第12号）について、これに入りますので、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、議案第36号を説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

令和2年度喜多方市一般会計補正予算（第12号）についてでございますけれども、令和2年12月市議会定例会に提案いたします補正予算において、教育部に關係する予算として、別紙のとおり計上したいとするものでございます。

内容につきましては、それぞれ所管課から説明させていただきます。

まず、教育総務課から説明させていただきますので、5ページをお開き願います。

まず、歳入ですが、利子及び配当金で教育振興基金の定期及び普通預金利息として2,000円の補正でございます。

教育費寄附金におきましては、教育振興のため寄附金が4件ございましたので、26万円を計上するものでございます。

教育振興基金繰入金6万円の補正でございますが、学校図書購入に伴う基金からの繰入金ということで、こちらにつきましては、支出は学校教育課のほうで支出しますので、後ほど説明させていただきます。

次に、歳出でございますが、こちら12月補正予算につきましては、いわゆる各業務の確定見込みによる減額、増額が多いものですから、そちらについては説明を省略させていただきまして、主なものについて説明させていただきます。

まず、教育委員会事務局管理経費の積立金でございますが、教育振興基金積立金として、先ほど歳入でご説明しました4件と利息の部分を基金へ積み立てるものとして26万3,000円の計上でございます。

小学校管理経費の報酬から使用料及び賃借料につきましては、先ほど説明いたしましたように、それぞれ業務確定見込による増額及び減額でございます。

一番下の工事請負費700万円の計上でございますが、第二小学校に来年度車椅子を利用する子供が入学する予定でございますので、そのために車椅子用のスロープ、多目的トイレを設置する工事として700万円を計上するものでございます。

学校教育課長

中学校管理経費の需用費から使用料及び賃借料につきましては、それぞれ業務確定見込みに伴う増額及び減額でございます。

教育総務課については以上でございます。

続いて、学校教育課分を申し上げます。

6 ページをお開ください。

歳入からご説明申し上げます。

教育費国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金として、55万3,000円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、臨時休業等に係る対応の補助金としてのマスク等購入支援事業において、実績額確定に伴う減額補正であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

まず、国県支出金返還経費の償還金利子及び割引料として、10万2,000円の補正であります。内訳としては、私立幼稚園の副食費無償化に係る令和元年度国庫補助金、子ども・子育て支援交付金について、令和元年度の概算払い9万4,000円が交付されておりましたが、8万3,000円と実績額が確定となったための差額の計上でございます。また、同様に私立幼稚園の入園料、保育料等の無償化に係る子育てのための施設等利用給付交付金等において同様の措置がされましたので、9万375円を返納するものとしているものでございます。

次に、心身障がい児就学指導経費20万7,000円の補正ですが、これは学校生活支援員、小中学校に配置しておりますけれども、社会保険料費用弁償に関して、執行予定額において精査を行ったところ、不足が見込まれたことから、それぞれ社会保険料16万2,088円、費用弁償4万337円を計上したものであります。

続いて、義務教育運営経費728万1,000円の減額補正であります。内訳としては、役務費として指導者用タブレット通信費執行額確定に伴う減額、委託料として指導者用タブレット設定業務委託料、同様に執行額確定に伴う減額、使用料及び賃借料も同様の減額ですが、校務用ノートパソコンリース執行額確定に伴う減額、校務用ADサーバーリース執行額確定に伴う減額となっております。

また、備品購入費200万8,000円の減額補正ですが、その内訳といたしましては、1つ目として、先ほど教育総務課でもご説明がありましたが、6月22日にソロプチミスト喜多方様から山都小学校、高郷小学校に6万円の教育振興基金の寄附が行われたことに

に伴い、その備品代として2校に3万円ずつを配当したものでございます。

続いて、小学校備品の22万7,265円、中学校備品12万8,575円、小学校消火器7万180円、中学校消火器61万3,360円、引き続き7ページとなりますが、電子黒板機能付短焦点プロジェクター購入費102万9,600円等は、それぞれの減額補正は執行額確定に伴う減額でございます。

次に、学校保健管理経費77万9,000円の減額補正でございます。内訳としては、役務費の手数料12万9,000円として、小中学校のコロナ対策のため、プール使用期間短縮に伴う契約変更、また熱塩小学校がプール、今年度故障がありましたが、そのため使用期間の短縮による契約変更のための減額補正、プール水の再検査が不要となったということがありましたので、その執行額がゼロとなったための減額補正でございます。

委託料11万2,000円の減額の内訳としましては、心電図検査及びオージオメーターの校正業務の額確定に伴う減額補正でございます。

負担金及び交付金等53万8,000円の減額補正は、教職員人間ドック健診料の額確定に伴う減額となっております。

続いて、指導推進経費9,000円の減額補正であります。内訳としては、消耗品、それから役務費それぞれの減額となっておりますけれども、姉妹都市であります東京都東大和市主催の小中学校の書き初め展がコロナ関連のため中止となったための減額となっております。

続いて、小学校コンピューター教育経費7,556万5,000円の減額補正であります。内訳としましては、通信運搬費1,839万4,000円及び使用料及び賃借料854万6,000円の減額補正は、児童用タブレットデータ通信料及びリース料執行額確定のための減額であります。

庁用備品費4,862万5,000円の減額は、パソコン室用無線Wi-Fi本体5,367円の減額及び児童用ポケットWi-Fi本体4,335万4,280円の減額、児童用充電保管庫506万5,465円の減額として、それぞれ執行額確定に伴う減額であります。

次に、中学校コンピューター経費3,698万円の減額でございます。これも同様でございますが、内訳としては、通信運搬費904万7,808円、それからその一つ下になりますが、使用料及び賃借料の305万972円の減額補正は、生徒用のタブレットの通信料、リ

ース料執行額確定の減額、引き続き 8 ページに飛んでいただきますが、上の段に中 3 用に用意いたしました A I ドリル使用料の確定に伴う減額となります。

一つ説明が抜けましたので、7 ページに戻っていただきますが、下から 2 つ目、委託料 121 万円の減額は、先ほど申し上げました中 3 用の導入の A I ドリルにおいて設置料が不要であったこと、それからイーボードというアプリの設置作業も不要ということになりましたので減額でございます。

再び 8 ページにお戻りください。

庁用備品費 2,367 万 2,000 円の減額については、パソコン室用無線 W i - F i 本体 1,308 円の減額、生徒用ポケット W i - F i 本体 2,142 万 2,720 円の減額、充電保管庫 224 万 8,170 円の減額として、それぞれ執行額確定に伴うものでございます。

最後になりますが、学校給食経費 228 万 3,000 円の計上であります。内訳としましては、職員の研修会中止に伴う旅費の減額、光熱水費 12 万 7,000 円につきましては、コロナ対策により給食提供日数が増加となりまして、水道料金の不足が見込まれるための計上でございます。

委託料 11 万 5,000 円の減額についてですが、内訳は喜多方共同調理場の委託料の執行見込額確定に伴う減額、調理場排水管清掃業務委託料、それから温水ボイラーメインバーナー等の分解清掃業務委託料 5 万 6,870 円等の計上でございます。

使用料及び賃借料 44 万 1,000 円の計上は、光熱水費と同様に給食実施回数が増加のための下水道料金の不足見込みに伴う計上でございます。

その一つ下を先にご説明いたしますが、庁用備品費 6 万 2,000 円についてでございますけれども、備品の執行額確定に伴う 83 万 7,208 円の減額並びに塩川小学校で食器消毒保管庫を設置し、次年度から使用をしたいため、89 万 8,700 円の計上であり、その一つ上の工事請負費はそのための電気設備工事費 61 万円の計上でございます。

最後に、負担金補助及び交付金 116 万 8,000 円の計上は、小中学校給食負担軽減事業補助金における食数増加における補助金額増額のための計上でございます。

以上でございます。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課所管分を申し上げますので、9 ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でありますが、教育費県補助金170万円の計上であります。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため東京2020オリンピック・パラリンピック開催準備事業補助金であります。去る9月28日に延期となっておりました東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーが来年3月25日に福島県Jヴィレッジを出発するということで、聖火リレーの実施が決まったところであります。それに伴いまして、福島県内はコースが計画どおりに開催されるということでありまして、現在の予定であります。3月26日に喜多方市内を通るというような予定となっております。それに伴います聖火リレー実施のための県補助金、対象経費の2分の1、上限170万円でありますので、170万円を計上するものであります。

次に、総合体育施設整備基金繰入金5万円の減額であります。これは押切川公園体育館卓球台10台を購入しましたが、その差額の減額であります。

続きまして、スポーツ振興基金繰入金59万5,000円の計上でありますけれども、これにつきましては、聖火リレーに関わります経費に対しまして、スポーツ振興基金から60万5,000円の繰入れをするものであります。

また、11月3日に予定しておりました蔵のまち喜多方健康マラソン大会中止によります1万円の繰入れを予定しておりました1万円を減額するものであります。

歳出の説明をいたします。

まず、生涯学習諸費7万1,000円の減額であります。これにつきましては、費用弁償、普通旅費とも新型コロナウイルス感染症拡大防止のための大会等の中止による減額であります。なお、これは社会教育委員に係ります各種総会、研究大会等の中止によるものであります。

続きまして、生涯学習施設管理経費、修繕料39万7,000円の計上でありますけれども、記載の公民館の修繕であります。3段目の公民館急破修繕28万円につきましては、14の公民館の当期の修繕に対応するという予算の計上であります。

続きまして、青少年健全育成経費3万7,000円の旅費の減額であります。これもコロナウイルスのための大会等の中止による費用弁償、旅費の減額であります。

下段のスポーツ振興経費115万5,000円の減額であります。報償費については、スポーツ教室の中止による講師謝礼の減額、広

告料は蔵のまち健康マラソン大会、これは福島民友への広告であります、中止による減額。

補助金113万円の減額であります、これはスポーツ少年団の県大会出場への補助金であります、執行見込みに対します差額の減額、それから全国スポーツ大会出場補助金、次ページをご覧ください。上段になりますが、これも今後、これまでの実績等々を踏まえた執行見込みに対する差額の減額であります。

続きまして、ボートのまちづくり推進経費の負担金17万6,000円の減額であります、これにつきましては、今年度鹿児島県薩摩川内市で開催が予定されておりました全国ボート場所在市町村協議会加盟の負担金であります、大会が中止になりましたので、協議会の規定によりまして、それぞれの市町村の負担金が5分の1になるということになりますので、4万4,000円の執行ということになるので17万6,000円を減額するものであります。

続きまして、ホストタウン推進経費であります。これにつきましては、報償費からであります、先ほど申し上げました聖火リレーに関わる経費の計上で380万円を計上するものであります。

まず、報償費、ミニセレブレーション出演団体ということで、コースが小田付地区から北をスタートして、喜多方プラザゴールということでもありますけれども、そのスタート・ゴール地点で4つの団体、の団体等をお願いする盛り上げのイベントをするための謝礼、それから、ゴール地点で記載の3つの高校の吹奏楽部に演奏をいただきたいということでの合わせて30万円の計上であります。

需用費131万9,000円については、聖火リレーに関わります手旗、のぼり旗等と、あとは新型コロナウイルスの感染防止対策として消毒液だったり、マスク、その他記載の用品の購入費用であります。

印刷製本費につきましては、開催周知のチラシ、それからポスターの経費57万2,000円であります。

役務費21万7,000円については、記載の郵券代としては、これは出演団体、サポートランナー等への連絡用、それからその他保険料20万4,000円は、サポートランナー20人を予定しておりますけれども、そういった方とボランティアスタッフ含めて、新型コロナウイルスに対応する保険代として計上するものであります。

業務委託料につきましては、駐車場の誘導に関わる警備の委託、それからスタート・ゴール地点での場所の装飾物、パネル等

の作成・設置撤去、あるいは庁舎入り口のところに設置いたしますカウンタダウパネルの設置撤去、横断幕等、懸垂幕張り替え等の委託業務であります。

使用料及び賃借料29万4,000円につきましては、まず吹奏楽で演奏していただくのが5曲を予定しておりますが、音楽著作権の使用料として1万円、それから、昨年度計上いたしましたが、ホストタウン関係自治体・被災3県への観戦チケット、これは来年のオリンピック・パラリンピックです。失礼しました、これは60枚ではなくて、申し訳ありません、30枚であります。金額は記載のとおりであります。それから、関係自治体・被災3県向けの31枚、合わせて61枚であります。このチケットを購入したいとするものの予算の計上であります。

一番下、市民プール管理経費1万7,000円の減額は、駐車場整備に係りますアスファルト再生骨材、材料費の減額であります。

11ページをご覧いただきたいと思います。

体育館管理経費、報酬18万2,000円の計上は、高郷体育館の管理人、今後の執行見込みに対しまして18万2,000円不足する状況でありますので、追加で計上したいとするものであります。

修繕料につきましては、記載のそれぞれの修繕というような形ではありますが、2段目の塩川体育館バスケットボールとなっておりますが、大変失礼しました、バスケットゴールであります。バスケットゴールが破損いたしまして、それを盤ごと撤去したいとするものであります。

備品購入費23万8,000円の減額は、歳入でも申し上げましたが、押切川公園体育館の卓球台10台の購入の確定に伴う差額の減額、それから、押切川公園体育館の消火器等購入に係ります差額の減額であります。

最後になりますが、スポーツ広場管理経費5万円の減額につきましては、塩川の御殿場、それから日橋川緑地公園の清掃業務に係ります執行額確定による減額であります。

以上です。

文化課長

12ページをお開き願います。

文化課所管分の補正予算についてご説明いたします。

まず、歳入ですが、教育費国庫補助金114万円の減額につきましては、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金の減額であります。9月補正予算で伝建地区の修景事業について予算を計上いたしましたが、新型コロナウイルスの影響もありまして、修景事業

を中止したいという申出が申請者よりありましたので、事業を中止したことによる国庫補助の減額であります。

次に、文化振興基金繰入金61万5,000円の減額につきましても、伝建地区修景事業の中止に伴う減額でございます。

次に、支出についてご説明いたします。

文化財保護経費179万6,000円の減額は、補助金の減額等で蔵等国登録有形文化財保存支援事業補助金は、事業費の確定による3万6,000円の減額、国指定文化財保存事業費補助金2万7,000円の計上は、慶徳稲荷神社御田植祭に係る太鼓組、祭りばやしですが、衣装の新調に伴う市負担分の補助の計上でございます。

伝統的建造物群保存地区保存事業175万5,000円の減額は、伝建地区の修景事業の中止に伴う事業費の減額、県指定文化財保存事業補助金3万2,000円の減額につきましては、三島神社太々神楽の記録保存に伴う補助ですが、国庫補助配分の変更がございまして、それに伴う市負担分の変更に係る減額でございます。

次に、埋蔵文化財発掘調査経費223万7,000円の減額につきましては、諏訪ノ宮遺跡の試掘調査の事業費確定に伴う減額でございまして、非常勤職員報酬、それから費用弁償につきましては、作業員の雇用に係る不用額の減額、手数料、それから使用及び賃借料、原材料費につきましては、現場のユニットハウス、トイレ等の借り上げ、また山砂の購入等に係る不用額の減額でございます。

以上です。

中央公民館長

私からは中央公民館所管分をご説明申し上げますので、13ページをご覧ください。

歳出のみとなっております。

社会教育推進経費130万5,000円の減額補正であります。報償費は英語学習ボランティア等育成事業講師謝礼の執行見込みによる減額、広告料とその下の補助金は蔵のまち喜多方長床ウォーク中止による減額、戻りまして、業務委託料は施設管理業務委託料ほか執行見込みによる減額でございます。

次に、公民館運営経費237万3,000円の減額補正であります。非常勤職員報酬は公民館事業等が減ったことによる超勤・休日勤務手当の減額、使用料及び賃借料は複合機リースほか執行見込みによる減額でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明ありましたが、それぞれの課によってご意見等を求めたいと思いますので、まず5ページをご覧ください。教育総務課分ではありますが、ここについて、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、次に移ります。

6ページから8ページまで、学校教育課分ではありますが、ここについて、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

高橋委員

すみません、細かい文字の質問なんですが、7ページの委託料、業務委託料、一番上から3行のところのオージオメーター校正業務の（学校所有）の「學」という字はこの難しい字を書くのは意味があるなら教えて……。

学校教育課長

大変申し訳ございません。意図的にしたわけではございませんで、誤植でございます。

教育長

たまには昔の文字もいいもんだなと。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、次に移ります。

9ページから11ページまで、生涯学習課分で何かありましたらお願いいたします。

高橋委員

10ページの聖火リレーについてなんですが、感染の対策のための予算が取ってあるのが確認できたんですが、観客があまり集まらないようにということも、今年もし行う場合でもそのようなことをいろいろ協議していたと記憶しているんですが、人が集まらないような方法として、例えば何かテレビやインターネットで生中継をするとか、あるいはそういったものをサテライトのような形で支所や公民館で見る。そうすると、分散してみんなで盛り上げる、盛り上げることも大事ですので、ただ家で自分だけで見るというだけでなく、やはりそのような形も考えたらどうかなとちょっと感じました。もし、そこに予算が必要でしたら、その番組を作るような、計上できるんだったらしていただきたいなと思いました。

以上です。

生涯学習課長

ご意見ありがとうございます。なお、今、国の組織委員会を通して県からの情報でありますけれども、この聖火リレーについては、規模を縮小するという情報はありますが、今現在何をどのように規模を縮小するのかということ、それから喜多方市を通過す

る時間等、詳細についてはまだはっきりと示されておりません。

また、今ほどご意見ありましたように、その感染対策等をしてですけれども、スタート・ゴール地点でのそういった対策をするのはもちろんなんですけれども、その観客を入れないとか、観客に対して自粛をするとかということの要請もされないという今の情報でありまして、まだそういった詳細が明らかになっていないところであります。今、この予算については、ある程度沿道に観客の方がおられるという想定の下での予算の計上となっております。

なお、放送局は今明らかではありませんけれども、テレビ局でのリレーの様子のテレビでの中継はあると聞いております。

教育長 よろしいですか。今のようなことでありますので、その点についてはよろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。では、よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 続いて、12ページ、13ページ、文化課分と中央公民館部分ですが、ここを併せた形でここについて、何かご意見、ご質問あったらお願いいたします。

遠藤委員 すみません、細かくて。執行見込額から予算額を引いた数を、12ページですけれども、出していただければもう少し分かりやすいかなと思います。ちょっと戻ってしまいますが、教育総務課のほうもそういった形で金額だけ出していますので、引いた形で表記してもらえると分かりやすいと思います。

教育総務課長 次回からそのようにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、特に異議がないということでもありますので、議案第36号令和2年度喜多方市一般会計補選予算（第12号）については、ここにあるとおり可決することといたします。

続いて、議案第37号に移ります。

喜多方市文化財の指定に係る諮問についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

文化課長 議案第37号についてご説明申し上げますので、14ページをお開き願います。

喜多方市指定文化財の指定に係る諮問についてでございます。喜多方市文化財保護条例第4条第3項の規定に基づきまして、下

記の文化財について、喜多方市文化財保護審議会へ諮問したいとするものでございます。

文化財につきましては、文化財名称が木造虚空蔵菩薩坐像、員数については1 軀、1 体です。所在地が板ノ沢虚空蔵堂、熱塩加納町の居廻甲地内でございます。所有者については、板ノ沢行政区でございます。

文化財の概要につきましては、別紙でご説明をいたしますので、カラーでお渡ししております別紙についてご覧いただきたいと思います。

木造虚空蔵菩薩坐像につきましては、一木造りの像で、像高は24.4センチでございます。下に四方向からの写真を掲載しております。頭上に筒型の宝冠をかぶり、結跏趺坐、あぐらをかいた形で座っております。両手先は欠損しております。

面部につきましては、豊かなほほの肉づきを見せ、体部の表現についても自然であります。細部も丁寧な彫刻が認められ、小像ながら全体として技量が高いものでございます。

像底には墨書銘がございまして、裏面をご覧いただきたいんですが、永享3年、これは1431年ですが、が読み取ることができます。制作年代が分かります。そして、中央と左側にも墨書銘がございしますが、作者ではないかとは思われますが、判読ができないところでございます。

会津も含めまして、喜多方市でも作成年代が明らかな作例は少ないので、当期の基準作例ともなり得るものでありまして、非常に貴重なものでございます。

この文化財の指定につきまして、文化財保護審議会に諮問したいとするものでございます。

以上です。

教育長

ただいま説明ありましたが、この内容につきまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

高橋委員

見たところ、大分傷みが激しいなという感じがしますけれども、何かこういった文化財、市の指定になることによって、積極的な保存ですとか、あるいは今一般的についても見られるものかどうかちょっと分かりませんが、そういったことへの何か変更みたいなことはあるんでしょうか。

文化課長

ご質問いただきましたが、写真を見ていただいておりますように、かなり虫食い等が進んでいるものでございます。昨年度か

ら県立博物館も入りましていろいろ調査をしておりまして、去年その虫食いが止まるように燻蒸消毒を県立博物館のほうでいたしまして、県立博物館のほうに今保管しているところでございます。今回、県立博物館のほうで11月7日まででしたが、「祈りのふくしま」という催しの中でこの像についても公開をされたところでございます。今後につきましては、県立博物館のほうで保存するかどうかとか、そういうことについてもその行政区のほうと話をしながら、保存・保全していきたいと考えております。

教育長

よろしいですか。県立博物館も入ってというお話でした。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、異議はございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、議案第37号喜多方市指定文化財の指定に係る諮問については、このとおり可決することといたします。

続いて、議案第38号に移ります。

喜多方市社会教育関係団体の認定について、事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第38号喜多方市社会教育関係団体の認定についてであります。

これにつきましては、社会教育関係団体の認定申請があったことから、喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第4条の規定に基づき、下記の団体を喜多方市社会教育関係団体に認定したいとするものであります。

団体の名称については下記の3件であります。詳細については次ページから説明をさせていただきます。

まず、ナンバー1であります。

16ページですが、名称は夢の森花の散歩みち実行委員会です。申請月日、代表者氏名、結成日、事務所の住所は記載のとおりであります。活動の目的でありますけれども、記載のとおり、地域に暮らす住民が主体となり、地域に群生するウワミズザクラの自然林等を活用し、地域振興と地域の活性化に寄与すると。主な活動は、記載のウワミズザクラの自然林保護活動及びその活用等です。一番下にも、4点目にはキクイモに関する市民向けの学習会、料理教室の開催というものがございます。

なお、このウワミズザクラの自然林というのは、熱塩総合支所

の正門といいますか、ちょうど道路を挟んだ西側の部分にそのウミズザクラの自然林が残っているというようなことでございます。会員数67名、会費、契約区分等は記載のとおりであります。

なお、下段になります。社会教育委員の会議における意見であります。令和2年10月22日に開催いたしました会議におきまして意見を聞いた結果、①市民に対し、キクイモに関する学習会などを実施し、地域文化の向上に寄与している。2番目として、規約において、団体の目的や役員、総会に関する内容が明記されており、継続的に事業を展開する組織が確立しているということから、社会教育関係団体として認定することは適当であるとの意見をいただいたところであります。

続きまして、17ページ、ナンバー2、名称は会津喜多方市ゲートボール協会です。申請日から住所までは記載のとおりです。活動の目的ですが、ゲートボールの活動を通して市民の体位向上と健康の増進を図り、心身の健康づくりに寄与することを目的として、以下の活動を実施するという内容です。会員数は39人、会費から区分までは記載のとおりです。

なお、特記事項でありますけれども、この団体につきましては、熱塩加納町、塩川町、高郷町の4地区に在住する会員で組織されている団体です。市町村の合併前から、喜多方市にも喜多方市ゲートボール協会というのがございまして、統合していきたいということでこれまで話合いが行われてきたところでありますけれども、現在のところ、まだその統合というところまでの整理がつかないということもありますので、この熱塩、塩川、山都、高郷の皆様によるこの団体、ゲートボール協会が社会教育認定団体の申請を申し出されたということでもあります。

社会教育委員の会議における意見におきましては、①として、市民や各種団体を対象としたゲートボール大会等を実施いたしまして、市民の健康増進に寄与しているということでもあります。②については、ナンバー1と同様です。これらのことから、社会教育関係団体として認定することは適当であるという意見をいただいたところであります。

続きまして、18ページをご覧くださいと思います。

ナンバー3、名称、熊倉史学会です。申請日から事務所住所までは記載のとおりです。活動目的及び内容ですが、活動の目的は、熊倉町の歴史や文化を掘り起こして継承す

ることにより、歴史が彩る熊倉地区を構築することを基本理念として、人間性と社会性の涵養はもとより、生きがいのある環境づくり並びに豊かなふるさと創生に寄与することを目的として実施する団体であります。主な活動の内容はこの記載の3点ということであります。会員数は24名、会費から区分までは記載のとおりであります。

社会教育委員の会議における意見といたしましては、①市民などに熊倉町の歴史についての講演会などを開催いたしまして、地域文化の向上に寄与しているということ、②においては、先ほどナンバー1で説明したことと同じであります。これらのことから、社会教育関係団体として認定することは適当であるという意見をいただいたところであります。

以上です。

教育長

ありがとうございました。

今、3件のものについて説明あったんですが、ここにつきまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

荒明委員

質問なんですけれども、ナンバー2の会津喜多方市ゲートボール協会についてですが、特記事項のところちょっと気になったんですが、説明がありましたが、市町村合併前からある喜多方市ゲートボール協会との統合に向けて話を重ねてきたけれども折り合わなかったということでしたが、そちらのものとある喜多方市ゲートボール協会というのは、社会教育団体として別に存在しているということなのか。あと、会員数はどのぐらいなのか。また、各種大会の開催とかはそちらのほうの団体は行っているのかどうかというのをちょっと気になったので教えてください。

生涯学習課長

大変申し訳ありません。喜多方市ゲートボール協会そのものの状況について、今ちょっと手元に資料がないので資料のほうを調べたいと思います。

教育長

では、回答のほうは後ほどということで、ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、しばらくお待ちください。すぐにおいでになると思います。

生涯学習課長

大変時間を要しまして申し訳ありませんでした。この喜多方市ゲートボール協会のほうも社会教育認定団体にはなっておるところであります。全体で会員が19名ということでありまして、事

業につきましては、喜多方市の市民ゲートボール大会等、詳しい中身になりますと事業の内容でありませんが、ゲートボール大会等、各種の大会に参加をしているというような状況であります。また、規約等におきましては、ゲートボールの普及・振興と住民の健康づくりに寄与することを目的として実施をしている団体だということでございます。

教育長
荒明委員

よろしいですか。

ありがとうございました。大人数でなかなか統合が難しいのかなと思ったものですから気になったんですけれども、人数的にも、それからゲートボール大会も行っているということであれば、徐々に一緒に仲よく一つにまとまっていけばいいなと思いました。ありがとうございました。

教育長

では、ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、異議なしということでよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、異議なしということでありますので、議案第38号喜多方市社会教育関係団体の認定については、先ほどあったとおりということで可決したいと思います。

以上で、審議事項のほうは終わりたいと思います。

続いて、7番の協議事項に移りますが、内容に入ります前に、事務局より加筆訂正ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

こちらについても、加筆訂正はございませんけれども、協議第1号に関する資料につきましては、本日の配付となってしまう、大変申し訳ございませんでした。

教育長

それでは、協議第1号に入ります。

令和元年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価についてですが、これについて事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、点検・評価に関してご説明させていただきますので、右肩に別紙3という資料、本日配付させていただきましたが、そちらをご覧いただきたいと存じます。

こちらにつきましては、点検・評価につきましては、皆様に8月からご協議を続けていただいておりますところでございますが、その中のいわゆる総合計画審議会の部分につきましては、これまで2回開催いたしまして、委員の皆様から意見を頂戴しております。

あと、審議会の中での意見と、なかなか審議会の中でも出せないという部分につきましては、紙ベースで意見をいただいたものでございます。2回開催したもの、プラス紙ベースで意見をいただいたものをこの表の左側に掲載してございます。ということで、こちらの皆様からいただいた意見という部分につきましては、いわゆる話し言葉というか、そういった言葉で、そのまま委員の皆様からいただいた直の意見を記載させていただいております。

右側につきましては、この皆様からいただいた話し言葉的なものを今度報告書に記載する必要がございますので、委員の意を酌みながらも事務局のほうで報告書に掲載する内容として少し調整させていただいたものを右側に記載させていただいております。

まず、基本目標Ⅰでございますけれども、一つの例を申し上げます。1番上でございますが、皆様からいただいた直接の意見としましては、「自然体験学習と総合学習をもっと充実させるべきだと思います。学力向上にもつながると思います」ということを報告書に記載する内容といたしましては、「学力向上にもつながるよう、自然体験学習等、総合学習をさらに充実させ、他の教科とも関連させながらより発展的な学びを展開する必要があります」というような内容で、基本目標Ⅰは1ページから2ページまでこういった内容で意見をいただいておりますので、この右側の審議会の意見という内容につきまして、こちら報告書の基本目標に関する評価の中の15ページの今空欄になっておりますが、そこにこちらを記載させていただきたいと考えております。

なお、審議会の意見（案）となっておりますが、審議会につきましては、来週11月18日にもう一回、第3回目の審議会を開催いたします。その中でこちらを皆様から確認いただきまして、その後こちらの報告書に記載させていただくという手はずになってございます。

ということで、基本目標Ⅰが1ページから2ページまで、基本目標Ⅱが3ページでございますが、こちらについては基本目標Ⅰと同様に報告書の22ページのほうに、今空欄になっておりますが、そこに記載させていただきます。4ページが基本目標Ⅲでございますが、こちらは報告書の25ページに記載させていただくというような中身でございます。

中身につきましては、それぞれ後ほどというか、ご覧いただき

たいと思います。説明までは省略させていただきます。

ということで、今現在審議会、来週3回目を開催させていただきまして、この意見を確定したいと思います。その後、審議会からの答申をいただくというような予定でございます。

その後、教育委員の皆様には、来月12月の定例会で最終的にご審議をいただくという順番でございます。例えば、こちらの基本目標に関する評価の15ページのところに先ほどの審議会の意見を記載させていただきまして、その下に教育委員会としての審議会の意見を踏まえた総括というのを記載させていただいて、それを12月の教育委員会定例会で審議をいただいて、最終的にこの報告書をまとめていくというような流れで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日につきましては、もしこの審議会の意見をご覧いただきまして、最終的に先ほど申しました審議会の意見を踏まえた教育委員会としての総括をさせていただきますので、もしその総括のほうに何か記載する内容について、ご意見等ございましたら今日は承りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長

そうすると、今日渡ったこの別紙3の内容については、今さらっとお読みいただいて、そこへの質問も含めていいですか。（「はい」の声あり）

では、ちょっと時間、大体5分くらいでいいですか。この別紙3のほうをちょっとお読みいただければ助かります。それで、ご意見、ご質問等あったら後ほどお願いします。では、ちょっとお読みください。

では、大体よろしいですか。この内容等へのご意見、ご質問も含めて、委員の皆様方から何かありましたらお願いいたします。

高橋委員

令和元年度のことなので、令和元年と令和2年では大分様子が変わってきているということを思いながらの意見になってしまうので、適当かどうかちょっと分からないんですが、全体的な意見の中にもコロナという言葉も出ているので、それを考えると、やはりこれからの学校の在り方というのが変わっていく、コロナだけではなくて以前から取り組んでいる学校の適正規模や適正配置というもののいい形というのも少し変わっていくかもしれないし、それから、学校運営協議会を中心にして学校のコミュニティ・スクールを進めるということは、それは前から言われていることなので、そういったことももしこの中に述べること

ができるんだと、総合計画の中でこういった方針でやっていきますというようなことを言っても構わないんだったら入れておいたほうがいいんじゃないのというような、変な言い方ですけども、今後の結果が見えていることを言うのもちょっとあれなんですけれども、こういうふうになっていくんだから、この段階でもうその言葉も取り組んでおいてもいいのかなと思いましたけれども、どうでしょうか。

教育総務課長

これは、あくまでも審議会からいただいた意見で、その後に今度教育委員会としてのこの意見に対応する内容を書かせていただきますので、そのときに今高橋委員がおっしゃったようなことを含めて総括をさせていただくというような方向で進めさせていただきたいと思います。

教育長

やっぱり、今高橋委員からあった内容についてはあれですね。こちらのいわゆる前の資料を見て分かるんですけども、例えば学校教育課の場合だと、14ページのほうに令和3年度に向けてという内容があるのね。だから、今おっしゃられたような中身も含めて、この総括の中に入れればいいかなと思います。

荒明委員

確認なんですけど、令和元年度だから、令和2年の3月あたりまでのことを含めてということよろしいですか。

教育総務課長

各事業の点検・評価につきましては元年度分ということで実施しているんですが、実際には結局この報告書を作る目的というのは、令和元年度の事業を内部で評価をしながら、2年度はどういうことをやって、一番今年度重要視しているのは令和3年度に向けてどういうことをやっていくかということも含めまして、報告書を作るというような目的でこの報告書を作っています。

荒明委員

すみません、私が言っているのは、年度というとならば4月から3月ですね。だから、令和元年度のこの点検評価というのは、あくまでも令和2年の3月までを含めてというふうに捉えていいんですよねという確認なんですけれども。

教育総務課長

そのとおりでございます。令和元年度はいわゆる平成31年4月から令和2年3月31日まででございます。

荒明委員

ですから、令和2年の3月までを考えると、やはり既にコロナは始まっているので、あっても別にそれは構わないのではないかなと。また、令和2年度も点検・評価であってもそれは同じようにコロナのことが出てくるとは思いますけど、元年度であっても出てきてもおかしくないなと思いました。

教育長

よろしいですね、その辺ね。

ほかにございませんでしょうか。今のところ特によろしいですか。

なお、先ほど教総の課長からあったように、これが整理されて、このページでいうと、学教分であれば15ページに整理されて次に載っかってきますので、またそのときに新たにご意見等あればいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、これで協議第1号の令和元年度喜多方市教育委員会の事務に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価についてはこのとおりといたします。

続いて、協議第2号喜多方市の進めるコミュニティ・スクール方針（案）について、これについて事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、協議第2号ということで、喜多方市の進めるコミュニティ・スクール方針（案）について、委員の皆様にご協議をお願いしたいと考えておりましたので、19ページからの資料ということになりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず初めに、喜多方市教育委員会におきましては、令和3年度から市内小中学校全校でのコミュニティ・スクール設置を目標としているというところの前提でお話をさせていただくということをご了解いただければと思っております。

ここで資料をお示ししているところではございますが、これからの学校については、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向けて、様々な教育活動を展開する必要があるということ、だからこそ、保護者や地域住民とお互いに情報や課題を共有して共通の目標等をしっかり持って進めていく、これからの時代を生きる子供たちのためにはそういうことが必要だと言われておりますし、社会総がかりで子供たちを育む体制をつくるということが求められている現状でございます。

国のほうでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という法律、資料はございませんが、それがもう既に条文となっておりまして、各学校の設置者において、小中学校等に学校運営協議会を置くことができると定められております。学校運営協議会というのが何かということになるわけなんですけれども、これまでは学校評議員という方々が学校に、喜多方市内でいきますと5名程度いらっしゃいまして、学校校長の学校運営に関してご意見をいただくというような機能を持っておりました。

国のほうでさらに一歩進んで、学校運営や学校の課題に対して

広く保護者や地域住民の方々が参画する仕組みということで、学校運営協議会という制度をつくるということになったところでありまして、その学校運営協議会制度を持っている学校をいわゆるコミュニティ・スクールと名づけられて、今取組を進めていきたいと思っているところでございます。

資料につきましては1番で、本市におきましては令和元年度と令和2年度にモデル事業ということで実施を行っている現状でございまして、それについての成果と課題をまとめたものであります。

資料のほうの22ページからになりますが、令和3年度以降のコミュニティ・スクールの現在考えている方針（案）について記載してありますので、後ほどご意見を頂戴したいということで、概要ということになりますが説明をさせていただきます。

資料19ページにお戻りください。

1番として、令和元年度モデル事業の考察とまとめてございます。令和2年度は、現在まだ途中でございますので、実績として確定しているもの、昨年度の実績ということで資料のほうはまとめさせていただいております。

（1）として、学校運営設置に関わるこれまでの経緯ということで、教育委員会といたしましては、令和元年度からモデル事業を幾つかの学校で行ってきていただいております。昨年度が第一小学校と塩川小学校、2年度に関しましては、追加で第二小学校、関柴小学校、堂島小学校ということで、現在は5校でモデル校としてこの活動をしていただいているところです。

（2）番は、組織体制が記載されておりますが、その中の②ということで、協議の主な内容といたしましては、基本的にコミュニティ・スクールと学校運営協議会でご協議いただくものということに関しましては、基本的な学校運営の方針を承認していただくこと、また、教職員の任用に関する意見、学校や教育委員会の意見等を申し出ていただくというようなことを協議の柱として規定されておりますが、それ以外にも学校の経営に関して様々なご協力をいただいたりというところでの現状でございます。

（3）番はこれまでの開催状況でございます。

（4）として、主な活動の実際ということで、これまでの経過についての概要ですが、主なものを申し上げますと、19ページの下のところの①としては、絵画指導として、運営委員の方々から絵画サークルを営んでいらっしゃる方々に子供たちに作品作り

の指導をしていただいて効果が上がっているという現状でございました。

20ページをご覧くださいます。

同様に、水泳指導にたけている方々がボランティアで水泳の授業に関わっていただいたり、駅伝指導ということで練習、本番の支援をしていただいたり、学習ボランティアということで、学習支援に関してのボランティア、図書ボランティアということで、子供たちの読書量が増加傾向になったというような実績もございます。

②として、地域の企業等の協力を得た実践もございまして、職場体験や企業との協力などにより成果が上がったというような実績がございました。

また、③として、地域の安全につながる安全見守りをさせていただいたりということで、大きな成果につながったというようなところもございます。

(5)として、成果と課題をまとめてございますが、成果では今申し上げたところも重なるものもございますが、そこに記載してございますけれども、かいつまんで申し上げますが、共通の目標を持って学校、子供たちのための有意義な話し合いとなっているということ、それから、委員の協力を得ることにより、各種活動のコーディネートが以前より容易になってきたというような主な成果が上がってきたところでございます。

課題としましては、昨年度一年間の課題というところではあったわけなんですけれども、この制度そのものについての理解というのが一部の保護者、地域住民ではないかというようなところがあり、まだまだ周囲の関心が低いと、地域住民等の願いを反映させるまでに至っていないというようなお声もいただいたところでありまして、今後は様々な広報活動で情報発信していく必要があるだろうというようなところでございました。

また、課題のところの最後に太字で黒字でまとめてございますが、学校運営協議会、3回ほど協議会は開催させていただいたわけなんですけれども、学校の目標やビジョンについて、参加者がそれぞれの視点で意見を出し合う、話し合うことが難しい傾向が見受けられたということでございます。原因としては、話し合いの視点、設定の問題やその意識、話し合いの時間確保が難しかったということで、限られた時間の中でということもありまして、今後も市の方針の丁寧な説明と運営に関する指導というものが

必要なのではないかなというところが課題として上がったところでございます。

(6) として、モデル事業の総括として、学校教育課としてまとめさせていただいたところでございますが、白丸が成果、黒丸が課題ということになりますけれども、成果としましては、専門的な指導者の招聘や企業等の協力を得た事例から、地域や企業との連携による一定の効果が児童の姿として表れてきている。今後、コミュニティ・スクールが互いの実践の成果や課題を交流し合うことで、学校や地域全体の活性化を図り、目指す子供、学校、地域の姿に近づくことができるのではと考えられるということで成果としてまとめてございます。

ただし、黒丸として上げさせていただいたところも課題として感じているところございまして、これまでの運営の傾向として、どうしても地域の方々の学校での授業への協力など、地域資源の活用に重点が置かれていたため、部会活動に多くの時間が必要となってしまう、本来話し合うべき学校の運営に関する内容や目標やビジョンの共有など、そういう部分についての話合いについては十分なされていないというようなところが見受けられたところであり、そのために学校からの一方的な説明などというふうに終わってしまうというところも危惧されているところでございます。

そこで、本来の話合いというものを充実させることで、学校運営に関しての共通な目標を理解していただき、そういうところに重点を置いていく必要があるのではないかと考えております。

また、今後、学校と地域が連携を深めていくということに関しましては、学校の職員だけ、地域の方々だけでなく、外部スタッフ等の人材によるコーディネートなどの助けがあれば、さらなる発展が期待できるというところでのまとめとさせていただいております。

4 ページ、5 ページをご覧くださいと思います。

こういう成果と課題を受けまして、来年度の方針ということで今の案でございますが、まとめさせていただいているものでございます。本市といたしましては、梓の中を読み上げますが、本市教育振興基本計画の基本理念「自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、たくましく生きる喜多方人の育成」を受け、「ともに生き、ともに学び、ともに支え合うコミュニティ・スクール」を目指し、途中省きますが、熟議を通した「地域とともにある学

校」づくりを進めるということを柱としたいと考えているところです。熟議というふうに記載してございますが、ページでいきますと24ページに資料として記載してございますが、文部科学省のほうで以前から進めております、しっかりと話し合いをしてそれぞれの立場から様々な意見をもらって方向性を定めるような重要な話し合いというところで熟議というような言葉、キーワードで示されておりますけれども、そういう実践的な活動についての話し合いをしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

4ページに戻っていただきたいと思います。学校の経営につきましては、教職員等の人事異動等もありますので、校長が替わると学校が変わると言われる場面が多々見受けられるところがございます。そういう現状も過去にあったというところ、これからも心配されるところであります。このコミュニティ・スクール等の趣旨としましては、その委員の方や教職員が替わろうとも、学校と保護者との地域の一体化を持続させる体制づくりということが大事だろうと考えておきまして、それについてはやはりこの話し合い、熟議を通して進めていけるのではないかと考えているところでございます。それを行うことによって、地域とともに子供のよりよい成長と地域の発展につながる体制づくりを図っていききたいと思っております。

これから始まるところでありますので、最初からこれが全部できるというのは難しいものだと思っておりますが、こういうところを理想にしていきたいというところで、(1)の方針の視点として、視点を3つ上げてございます。

これまでの成果として、学校において様々な地域のいろんな得意分野をお持ちの方々が学校の授業に協力していただくということは実際にできていたわけなんですけれども、それについても今後も継続はしていただくわけなんです。子供の学びを豊かにしていただくための地域人材の活用ではございますけれども、その取組から関わっていく方々がさらに大人の学びを広げるというような生涯学習の考え方もここに加えることで、地域の方々の活用から、その子供たちに関わっていただくことでしっかりとご自分の知識とか、研さん等の深まりを持っていただいて進めていただきたいというところで、視点1として大人の学びを広げるということも上げさせていただきました。

そういう地域の人材の活用だけということではなく、視点2の

「つなぐ」とさせていただいておりますが、コミュニティ・スクールの取組をとして、人、時間、仕組み、組織などをしっかりとつないで、再発見につないでいくというようなことも進めていきたいと考えております。例えば、ある学区におきましては、地域の伝統芸能の継承など、学校と一体になってもう既に取り組んでいるところもございます。小中学校やほかの高等学校、または大学、企業との連携なども進めることもできますし、そういう組織などをしっかりと有機的に連携し、知識や資源を活用していくということも大事になってくるのではないかなと考えております。

視点3として、学校や地域の課題解決を通して、よりよい学校・地域づくりに生かすということを視点として考えていきたいと思っているところです。学校の課題解決や地域にそれを還元するということ、それは学校が今までもこれからもだと思いますが、それぞれの学区において地域センターとしてなり得る場と捉えられているところだと思いますので、その学校を核として、学校の課題を地域課題として捉え、その課題について皆さんで考え共有していただいて、地域のきずなを深めていただくということも、こちらについては考えていかなければならないかなと思っております。学校だけがよくなればいいということではなく、その地域の方々が子供の成長を支えていただいて地域をつくり出していくというようなところにも寄与されるものではないかなと考えているところでございます。

そのため、ややもすると、広げるというという地域の人材の活用だけに終わるのではなく、それが地域の方々をつないで地域づくりについて生かしていくというようなこの3つの視点がスパイラルにつながっていけばというような理想を抱えて記載させていただいたところでございます。

5ページになりますが、先ほど、来年度から全小中学校というふうには申し上げましたけれども、令和3年度は市内全ての小中学校に学校運営協議会を設置したいと考えております。ただし、それぞれの地区の現状において、もう既に小中連携や小中一貫教育等をしっかり進めているという学校などもございます。地域の実態によっては、それぞれ一つ一つつくってしまうといろいろな運営が現実的に難しいなどの様々な課題も出てくる場合などにおいては2つ以上の学校など、例えば中学校区を基本として1つの運営協議会でも置くことができるというような形ではどうかということで、各小中学校の校長には投げかけているところでござ

ざいます。

令和3年度の方向性、3番に最後書きましたが、熟議を通した先ほど申しました「いかす」という部分の学校に対して重視していきたいという点、また(2)としましては、先ほどの課題のところでも外部スタッフの人材によるコーディネートの補助というように申し上げましたけれども、よりよい学校・地域づくりに関わるこういう熟議等において、学校関係者、さらには学校関係者の負担というところも軽減していかなければならないというところではありますが、地域の活動をさらに発展させるために、地域学校協働連携という事業も国で行っているところで、生涯学習課のほうの関係にもなるわけですが、そういう部分での連携等も視野に入れて進めていければと考えているところでございます。

教育長

長くなりました。申し訳ございません。以上でございます。

ありがとうございました。

今、コミュニティ・スクールに関する説明があったわけなんです、この内容等につきまして、何かご意見等ありましたらお願いいたします。

荒明委員

今ほど、コミュニティ・スクール方針について伺って、本当に素晴らしいことだなと。こういう目標に向かって学校も、それから子供たちも伸び伸びと本当に健やかに育ってくれることを願いながら、始まっているんだなということを感じました。

そのために、19ページの(3)の主な会議の開催状況を見ますと、始まったばかりなので何とも言えませんが、この3回というのはあまりにもすくないなと。やはり年間を通して五、六回は最低必要であろうと。でなければ、この(3)が(4)の主な活動の実際につながっていくわけですから、活動の実際の中で、絵画指導、それから水泳指導、駅伝指導をこう見ますと、これは喜多方一小さんですか、学校運営協議委員会の方が関わっているということが書かれてあって、学校の問題とか何か、こうしたということを共有して、学校運営協議会のメンバーが直接指導に関わったり、あるいはこういう方々がいますよということで子供たちの指導の活動の幅が広がるというか、深まる、いい指導をしてもらおうとか、つながっているなと思いました。

ただ、最後の学習ボランティアにつきましては、これはよく読んでも、運営委員会の方とか、運営協議会との関わりがあるのかな。もしかして、学校主体で今までやってきたことをさらに、やって

いることそのものはコミュニティ・スクールの方針には合っているわけなんです、その学校主体としてやっているものなのか。実際大事なことは、学校運営協議会と一緒にいろいろつくっていくというそのプロセスが、それが大事なかなと思ったので、ここが言葉足らずならば、やはりここに運営協議会と一緒に話し合った結果としてこういう活動があるんだということがないと、何かやっぱり学校主体となってしまうと、なかなかこの方針に沿った活動になっていかないかなと思ったので、その辺のところちょっと書く場合は気をつけたほうがいいのかなと。

それから、もちろん会議は数多くやらないとなかなか共有化しながらというところは難しいかなと思った、これからだとは思いますが、その辺のところをこれから、課題にも載っておりますが、難しいかなと、頑張っていかななくてはいけないところだなと思いました。

以上です。

学校教育課長

ありがとうございました。

今ほどのような質問等にお答えしたいと思いますが、会議の開催状況について、19ページ、年間3回というところの記載でご指摘のとおりだったわけなんですけれども、こちらについて、当初教育委員会で用意した予算、費用弁償等が3回分、報奨等も含めてなんですけれども、ということで学校等には連絡してあったわけなんです、やはりご指摘のとおり、3回で終わるものではないので、学校行事等の入学式、運動会、授業参観、学習発表会、卒業式等というところにもしっかりと参加もしていただいておりますし、市で開催した研修会等にも何名かの協議委員の方々にも参加していただいて、回数についてはモデル事業でやった昨年度などはお金が出る場合と出ない場合もありますが、学校の呼びかけに応じてご協力くださいということでお願いをしておりましたので、3回だけで終わったというわけではありませんけれども、実績としてこのような形で載せさせていただいたというところでございます。

20ページの学習ボランティアにつきましては、塩川小学校の例ですが、学習支援ボランティアとして学校運営協議会の委員に元校長先生方とか、学校の先生をやっていたらっしゃった方も運営委員になっていただいております、その方々に改めて放課後等の学習支援をやっていただいたというようなところで、塩川小学校、第一小学校の形は、簡単に申し上げますと、運営協議会の委

員の方々に、その方々で部会をつくっていただいて、学習支援ボランティアを部会でやったり、あと授業の指導部会であったり、広報部会であったり、評価部会であったりというような、各部会を協議委員の方々が兼ねるという形で行っていただいております。ですから、学校がということよりは、間違いなく学校運営協議会の中での活動ということになります。

なお、今後、それぞれほかの学校におきましても部会を持つということも考えられますが、必ずしも部会は必須要件ではないというところで、しっかりと意見をいただいて、必要があればその方々が子供たちのために動いていただいても構いませんし、地域にこういう方がいるよということであれば、そこをコーディネートしていただいても構わないというような形で指導はしていきたいと考えております。

教育長

よろしいですか。

それぞれの学校といっても、今年度で5校に限られてはいるんですが、それぞれに学校運営協議会という組織があります。その下に、今課長が言ったように何々部会というのが枝分かれしてあるわけです。そこには当然評議会の委員が入っているわけなんです。例えば学習ボランティア、塩小の例でいうと、その運営についてもやっぱり評議会の委員が入っています、当然、その評議会の委員とあと学校とを中心にしながら、地域の人々への呼びかけもやっている。だから、学習ボランティアとしていわゆる学校にこんなお手伝いをしてやってみないという感じで、だから、丸つけボランティア的なものもあるだろうし、そういうのがどんどん広がってきているんですね。だから、そういうふうに、ここに今見えない、表があればいいんですが、組織図みたいなのがね。

そんな形でこうやっているんで、この会議そのものも運営協議会についてのこの会議3回だという理由は今課長からあったとおりなんです。実際はその部会での細かい会議もやっているんですね。そうした中での運営で、今年度は熊等がかなり出沒数も多くて、それ学校のほうでその安全部会というか、名称はいろいろあると思うんですが、そういった部分も活発に行って、子供の見守り等もご協力していただいているというようなケースもたくさんあります。

ほかにございませんでしょうか。

高橋委員

以前の学校評議員会というのがあったというお話でしたけれども、それが一歩進んだという捉え方では、参加する人の意識が

全く違うと言ったほうが良いと思います。学校評議員会がどうだったということではなく、改めて自分たちが地域と学校を運営していくという意識を何とかこの委員になる方と、それからその周りの地域の人にその理解を持ってもらわないと、学校から呼ばれて会議に行って、頼まれたことで何かお役に立てたのレベルではもうないんですというところをぜひ研修会か何かといった形で、もっと一般の人が理解をするということが、もう何年もかけてやっているわけけれども、大事だと思います。

それで、質問が3つあります。

1つは、その委員には公募の枠があるかというのが1つです、公募枠。

それから、複数の学校で一つの協議会を置くことができるという説明がありましたが、こういうことを考えていって、また学校運営の在り方などを協議していく中で、適正規模や適正配置についてということもその協議会で考えていくようになるのかというのが2つ目です。

それから、3つ目は、各学校での運営協議会ができるとかなりの数になるわけで、そうするとやっぱり5つの学校で先進的な取組、喜多方での先進的な取組をやっていることの共有したい部分とか、いろいろあると思うんですが、その学校運営協議会の連絡協議会的なそういった組織というのはできているのか、またはこれからできるのかということが3つ目の質問です。もし、喜多方市全体での協議会の連絡協議会のような形のものができるとするといいなと私は思うんですが、そこにぜひマイスター1人、1人でいいので、誰か資格を取りませんかみたいな形であって欲しいというのがこれは希望です。

以上です。

学校教育課長

ありがとうございました。

最初の学校評議員という形から新たな学校運営協議会員としてというところのお話は全くそのとおりでございまして、今後、来年度と、スタートの時期ということになりますので、様々な機会を設けて、研修などの場もできるだけ多く持って、今までと違うというところはしっかりとご理解いただいて、地域づくりのために、学校のためにというところ、学校のためだけではないというようなところも踏まえて理解を深めていただければなとは考えているところです。

3つご質問があった点につきましては、公募なのかというところ

ろについては、あくまでも今の現段階で考えているところは校長の推薦の下というところで、委員を選んでいただいているというところで考えているところです。学校の辛口の応援団というような形でお願いをしたいというところではありますので、まだ今年度行っていない学校については、今週10日に校長会があったわけなんです。来年度の設置に向けてこの年度内に人選等も進めてくださいということをお願いはしているところです。そういう部分でございます。

2つ目の中学校区などを想定はしておりますけれども、2つ以上の学校で1つの協議会ということに関しましては、様々なニーズというのがあるのかなと思いますけれども、今までの歴史などを踏まえて、一緒になったほうがいいのかという場合、一緒ではないほうがいいのかという場合、その地域なり学校なりの考え方というのがあると思いますので、そちらについても校長には指示をしているところではございますが、年内等までには各校長で意見を交換し、どういう形がいいのかということを考えてくれということは伝えてあります。

先ほどの適正規模・適正配置等も議題になるかというようにところは、もちろん学校の在り方ということを考えるということですので、避けて通れない部分だろうと思います。ただ、議題としていつとか、考えなくてはいけないかという部分については、こちらの教育委員会からの今後の内容の提示の仕方等にも、あと地域との話合いの仕方等にも関わってくると思いますが、運営協議会、コミュニティ・スクールの中でも、これからの将来の小中学校の在り方というのはそれぞれの地域においても大切なことだと認識しているところです。

3つ目としては、先進的なモデル校がやっていたところについては、来年の1月、もしくは2月に全学校を集めまして、モデル校の実践発表会というのを開催する予定になっております。そちらについても、事務的な準備だとか、資料だとかは事前に配付しておきまして、スムーズに来年度設置ができて、できれば6月ぐらいには第1回目ができたらいいのかなというところが事務局で考えている部分であります。まだはっきりしたものは確定しているわけではございませんが、そのような計画でいるところです。

以上でございます。

教育長

今あったように、例えば2番目の質問の中身に関わると、2つ

以上の学校で云々という、実際、会津地区でいうと、磐梯町が最初に始めたんですが、磐梯町は小学校2校と中学校1校で1つの運営協議会、これから多分本格的に活動するであろうというかは会津若松市ですね。新聞にも載りましたが、会津若松市は基本的には中学校区で1つずつという考え方です。

本市においては、基本的には各学校でという感じになります。というのは、いわゆる初めての取組でもありますし、先ほどから出ているように、学校と保護者と地域がそれぞれに子供の教育という部分を共通して考えていくということがあるので、取組としては、まず学校単位で始めたほうがいいのかなと。ただ、無理せずに、できるところからということで進めていければいいかなと。

ただ、それぞれの学校でというふうになると、例えば一中さんの学区でいうと、一中があつて、二小があつて、豊川があつて、慶徳があつてということで、その中から運営協議会員、大体15名以内と市教委では定めているんですが、いわゆるかぶってくる可能性がある。人の取り合い的なものがそこに生まれてきてしまったらちょっとあれだなと思いつつも、ただあくまでもその学校の子供のいわゆる健やかな成長ということがありますので、そういう観点からいろいろな部分で実際にそういうことに資することができる人材をより多く集めていただければという部分はあるんですが、そんなことを今考えています。

あと、最後の3つ目にあつたその全体での協議会的な部分というか、つながりの部分で、そういったものも今後やっぱり考えていかなければいけないかなとは思っています。お互いの実践の内容等もお聞きしながら、参考になる部分も出てきますので、あと全体的な進み具合というかね。だから、そういった部分でも全体をつなげる何かがあつてもいいかなと思います。

実際、動き出せば、学校の独自性を私は求めていますので、同じようなことをどこの学校もやっている必要はないわけで、それぞれの学校にはその立地条件なり、地域の特性なりがありますので、それをフル活用してその地域の子供たちを自分たちの手で育てていくというふうな、そういった思いがにじみ出るような学校になればいいかなと思っています。だから、その中では、先ほど2番目の質問があつたように、適正規模・適正配置等についての話合いというのは当然なされてくるだろうと思います。それはそれで大いに結構だと思いますし、そんな思いがあります。

大森委員

ほかにございますでしょうか。

大森です。

先ほどの意見と質問等にかぶる部分もあるんですけども、私のほうから申し上げたいのは、19ページですかね。協議の主な内容という、真ん中あたりの②ですかね。こちらの学校運営協議会のほうではこういうことができますよというのがア、イ、ウ、エ、オと列挙されていて、その下の（４）主な活動の実際というようなところを見ると、恐らくほとんどが学校支援活動に関わること、つまり、内容の中でもオが中心ということで、これは大体予想はできたところではあるんですけども、やはり学校評議員ではなくて、学校運営協議会の委員ということで、ア、イ、ウ、エのやっぱり権限も持っているという部分については、特にアですかね、教育課程の編成に関わったり、特に組織編成に関わったり、学校経営計画に関わるということに対して意見を述べる権限も持っているので、ここについてはやはり教育委員会なり、学校のほうから委員さんのほうにこれだけの権限を持っているんですと、ですから、どんどん意見をくださいというような投げかけというのは必要なんだろうと思います。

先ほど、教育長のほうから、それぞれの協議会、もしくは学校のほうで独自性というんですかね、そういうのが出ていいんだというようにことを考えれば、なおさらこのアの部分についてはもっとそれぞれの運営協議会ごとに、いや、うちの学校はこうあるべきなんではないのというのがどんどん出るような雰囲気をつくっていただければなと思います。そのためには、やはり会議の回数というのは、荒明委員がおっしゃったように少な過ぎるんじゃないというのは私の率直な意見です。

以上です。

学校教育課長

ありがとうございました。

今ほどのその教育課程と基本的な方針の承認に関して、活発に協議会の委員の方々からご意見をもらうべきだというお言葉はもっともだと思っております。冒頭に申し上げましたとおり、校長が替わっても、教職員が替わっても、その地域の学校の在り方というのはどういうふうにしたらいいかというところを活発にご意見をいただいて、その地域の学校づくり、地域づくりに寄与していただきたいというところの狙いもございますので、その部分もしっかりと重点的にしていきたいと考えております。

以上でございます。

今、大森委員からあったように、その各委員そのものへの権限というか、それについても地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがあって、その47条でしたっけか、そこに大きく3点が書いてあるんです。その3点というのは、このア、イ、ウ、エ、オのア、イ、ウなんです。法律上に明記されている中身であって、だから非常にある意味重い役職というか、そういう立場にもなってくるわけ。なので、これはやっぱりこの運営協議会の熟議というか、その会議のときに話し合うときの中で、大いにここについては活発に意見が交わされるべき、そういうものなので、確かに大森委員が言うように、(4)のこれには、このア、イ、ウ、エ、オのオの学校支援に関わる内容がほとんどなんです、本来であれば、このア、イ、ウに関わる部分についての本当の熟議がそこに必要になって、初めてその学校支援活動も活発になるというふうになってくるのが理想かなと、そんなふうに思います。

ただ、今、学校の支援活動だけばっとう(4)には載っているんですが、いわゆる学校のお助け隊ではないんですね。そこだけ間違わないでほしいんです。だから、学校も間違っている、まだ、意識的にね、昔からの流れで。だから、学校のほうでこういうことにちょっと協力してほしいからお願いしますという形では本来はないわけ。子供をよりよくするためにはこういうことが必要で、先生方はこういうことを担うけれども、このことについては保護者の方とか、地域の方が担って、みんなでそれで初めて一つの円になるというかね。それで、後押ししていくというような形が欲しいわけだ。

だから、それぞれの部会が先ほどあるとは言いましたが、究極的にはというか、理想的にはその部会を通してまた学校から発信した内容が地域に届く。または、その発信の中身だけでなくいろんな活動がですね。熱塩地区あたりでやっている例えば自分たちで作ったお米でいわゆる独り暮らしの老人に弁当を配るなんという活動もありますけれども、そういった活動も根づいていくという。だから、お互いに学校のためにみんな保護者も地域も頑張っている。学校は学校で地域、そして保護者のためにも頑張るよという、そういうお互いに持ちつ持たれつの関係というか、そんなふうな形になっていくのが理想の形でありますので、やっぱりそこは求めていかなければいけない、そういうふうには思っています。

だから、これからの学校さんはある意味うんと楽しくなるのかなと私は思っているんですが、地域の人たちと手をつないで、そんな学校になれたらいいなと思っています。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員

2つあります。1つは意見です。

先ほど、学校のお助け隊ではないぞという話を伺って安心したんですが、やはり学校と地域を一緒にして新しい生活をしていくことを考えると、地域の防災意識というのが22ページの視点3のところに出ていますが、やはりどうしても私はそこが大事だなと思います。ぜひ、考えに入れていただきたいのが、そのことがありまして、何か災害が起きてもすぐに活動を再開できる地域づくり、レジリエンスの考えと、それから継続可能な何かお約束事を学校なりに守っていく、学校のB T Bとか、B T Mとかという言葉をよく最近、はやりみたいなものですけども、かなと思います。そういった視点も入れて、継続可能で何か災害が起きたときに地域の人がすぐできることをやって、すぐに学校を再開できるシステムというのも是非是非考えてほしいというのが希望です。

もう一つ質問なんですが、23ページの3の（2）一番最後の例に、地域学校協働活動との連携と書いてあるんですが、これは毎回申し上げていますけれども、放課後子ども教室のことだとすると、やめたじゃないですかというの、そうではない、違いますか。失礼しました。では、取り下げます。失礼しました。

学校教育課長

ありがとうございました。

最初の防災意識というところについては、委員おっしゃるとおりだと思います。これから全ての小中学校にこの設置を求めていくというところでもありますので、全ての学校がそういうところに特化したエリアなのかというところはちょっと現状が違いますので、今後そういう部分もしっかりと考えていただくといいところは必要性に応じてというところで、当然高まってくるものかなと思っています。

実際には、今年、第一中学校がコミュニティ・スクールの指定はしていなかったんですけども、校長先生が大変理解を示されて、市役所との防災訓練を第一中学校と一緒にやりたいというようなところで、生徒さんたちにもその指導もされまして、実際、秋の災害のときに、第一中学校の体育館が避難所になったわけなんですけれども、その避難所になった状況について、次の日、生

徒さんにこういうふうな理由で避難所になったからということで、現場の実際にあった避難所経営なども指導で役立てられたというようなところもお聞きしておりますので、第一中学校については避難所だったというところがあって、実際にそういう教育活動ができたというところであります。ニーズ的にはこれからの天変地異、何が起きるか分からないというところで、視点の一つに置かなければいけないものだとは思っておりますので、今後もそういう部分での地域への啓蒙といいますか、働きかけも十分考えられる分野かなと思っております。

2つ目の地域学校協働活動につきましては、生涯学習課の関連になりますのであれですが、当然連携を図っていきたいと思っております。来年度の当初予算になりますので、私のところからは何ともいうところはありますけれども、こちらの部分との連携もしっかり考えていかなければというところです。

先ほど、委員のご質問に1つ答えられなかったんですが、マイスター等を育成してというところでお話がありましたけれども、そういうコーディネーターといいますか、地域協働連携のほうのコーディネーターについては、できるだけ少ない人数でも設置ができればいいなというようにところで、生涯学習課との協議を進めているところでございます。

また、マイスターにつきましては、養成というのは難しいかもしれないかもしれませんが、今年度、学校関係者等に開催した研修会で、県内で本宮市のまゆみ小学校の校長先生、アンザイ先生、視察に行ったときにご説明を受けた方に、今年度も講演をしていただきました。教育長のほうから、今後ずっと喜多方のためにマイスターで来てくれというようなご依頼も差し上げておりますので、今後もご指導いただけるものと思っておりますので、しっかりお願いをして今後の事業が拡大できるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

教育長

今あったように、一中ではもう高橋委員がおっしゃったような中身でやっている。本当にその後も防災を地域と一緒にやってやっている。そんな取組も実際展開されてきているんですね。すばらしいなと思っていました。

時間が押してしまいましたが、ほかにございますでしょうか。

遠藤委員

これは委員の定数は15名以内とし、教育委員が該当対象校の校長と協議して定めるとなっていますが、資料の熟議のほうを見る

と、多くの当事者が集まってとなっていますが、15名というのは法律で決まっているのでしょうか。もし、校長が替わったりして、この人が欲しいという話になれば、こういう15人とかという制限をもし設けないとか、そういう方向にも行ければ、より多くの活動ができてくるのではないかなと思います。

学校教育課長

ありがとうございました。ご指摘のとおりだと思います。これから、今想定している教育委員会規則の中で学校運営協議会の人数等も定めなければならないというところで、今のところ15名以内というところでは検討しているところでございますが、人数については、少ないことも考えられるというところでは想定しておりますけれども、委員としての定数はこの人数だとしても、様々な分野の方々にご意見をいただくというところでも必要性が出てくれば当然必要だと思いますので、その状況に応じてというところでいろんな方々にご意見をいただいて、学校づくり、地域づくりを図っていくべきだと思います。

ありがとうございます。

教育長

ほかにございますでしょうか。

高橋委員

先ほど質問した地域学校協働活動について、その地域学校協働活動というのはどういったものか、ちょっと簡単に説明していただきたいというのが1つ。

それから、21ページの最後のところに、外部スタッフ等の人材によるコーディネート補助があるといいという話がありますが、具体的にどのような人のことを言っているのかというのが2つ目の質問です。

教育長

併せた形でいいかな。

生涯学習課長

まず、最初のご質問の部分の地域学校協働活動というところですが、これは大きなくくりでいいますと、地域全体で子供たちの成長を支えるという大きな国の取組の一つでありまして、これも地域全体でその学校とも当然協力しながら、地域の人たちが学校と関わっていく中で地域全体で子供たちの成長を支えていくということで、放課後子ども教室も大きく言えばこの事業の中に入っているというようなことであります。

この事業をやっていくに当たっては、地域学校協働本部というような体制を整えて、さらに専門の地域、行政、学校とをつなぐようなコーディネーターというような方を配置しながら、コミュニティ・スクールとも当然連携したような取組になるんですけれども、そういった地域のほうに主体を置いてといいますか、学校

教育長
学校教育課長

とつなぐための全体的な活動というような枠組みであります。
よろしいですか。

最後の外部人材、外部スタッフ等コーディネートへの補助があればというところではありますが、今生涯学習課長が申しあげました地域学校協働本部のほうで地域コーディネーターというような役職の補助事業がございしますが、そういう方々にお力添えをいただくような形で、地域学校協働本部、コミュニティ・スクール等、それぞれお互いによくなっていくような形が構築できたらなと現在考えているところでございます。

以上でございます。

教育長

このコミュニティ・スクールもそうですけれども、円滑にこれから進むようにするためには、先ほど言ったように学校と保護者と地域の協力はもちろんですけれども、教育委員会内でのいわゆる生涯学習課と学教課とか、あと文化課とかの連携も必要ですし、他課との連携も必要になってくるのかなと思います。

すみません、12時になってしまいましたが、12時15分までお時間をいただけますでしょうか。すみません、申し訳ありません。

次に、申し訳ないですが進んでも構いませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、8番のその他に移ります。

最初に、教育長及び各委員からということなのですが、私のほうからは1件だけご報告というか、コロナ禍で今年はいろんな行事等が中止になったり、延期されたり、規模縮小になったりということがあったんですが、今後の学校、特に今これから各学校では来年度の教育課程編成に入るので、そういった中で運動会どうするんだ、修学旅行どうするんだ、宿泊学習どうするんだというのが大きなやっぱ課題になってくると思います。

その中で、そういった大きな行事を実施するに当たっては、それぞれの学校には校医さんが定まって指定されています。その校医さん等の意見も十分に取り入れて、コロナ対策を十分に練った上で、さらに保護者の承諾を得た上で、いろいろ運んでいきたいと思いますというふうにしましたので。喜多方医師会のほうからも、是非それはやってくれと。それぞれの校医は協力するから、医者という立場なので、そういったいわゆる健康の部分についてもやっぱりいろいろな意味で子供のことでいいアイデアもあるだろうし、取組もあるので、そういったものも協力していきたいというご意見もいただいていますので。

それぞれ学校では、分かりませんがコロナ部会的な、そういったものもこれからできて、よりよい形でのいわゆる行事等の運営がなされていくのかなと思いますので、これはご報告です。

あと、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

教育長 なければ、(2)の事務局からということで、令和4年度喜多方市成人式の在り方検討の進捗状況についてということで、生涯学習課長よろしいですか。説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、別紙の2をご覧くださいと思います。

 これまでも、令和4年度から成年年齢が引き下げられるという
 ようなことで、それに伴う種々の成人式の在り方について検討を
 進めていくということで、アンケートと意見交換会を実施いたし
 ましたので、その結果についてご報告をさせていただきたいと思
 います。

 1ページの2、アンケートであります、8月26日に実施をし
 て、対象者については全体で165名であります、学校関係者は
 市内の高校、それから小中学校、PTAにつきましては市内の高
 校のPTA会長、高校生につきましては市内の4つの高校の1年
 生から3年生までの各クラス2名というような形をお願いをし
 ました。それから、理美容・写真店、行政区区長等々という
 ようなことで、全体で165名の方にアンケートを実施いたしまし
 た。

 内容について2つ、まずふさわしい対象者の年齢、それから開
 催の時期という2つであります。回答率は87.88%ということで、
 145名の方から回答をいただきました。

 (5)に結果を示してあります。82.76%、8割を超える方が
 二十歳がいいということで、19歳、18歳については記載のパー
 セントとなっております。

 次ページをご覧ください。

 このアンケートの中で二十歳を選択した理由ということで最
 も多かったのがC、飲酒や喫煙などの年齢、これは二十歳になる
 まで禁止させておりということで、二十歳で大人として扱われる
 環境が整う、だから二十歳がいい。その次に、Aとして、大学生
 や社会人としての経験を積むことで、社会の規範をより深く理解
 でき、より意義深い成人式となるというようなことで、このA、
 Cの方々が多く意見を寄せられたということです。

 ウ、19歳を選択した方は全体で9名いらっしゃいましたけれど
 も、そのうちの半数の方は18歳で実施すると、受験、就職、そう

いった時期と重なるので、時間的、精神的、経済的な余裕がないため、18歳にはなるけれども翌年度がいい、だから19歳だというようなご意見です。

18歳を選択した人が16名いらっしゃいましたが、そのうちの75%の方は民法で正式に年齢が18歳に引き下げられるのだから、もうそういった時点で18歳に実施すべきではないかというようなアンケートの結果でありました。

3ページをご覧ください。

そのほかいろいろご意見があったわけですが、大きくここに記載をした意見がありました。二十歳を選択した方では、やはり二十歳まで飲酒・喫煙の法律上の制限があるということが大きく要するに18歳、19歳ではやらないというようなそういことです。それから、18歳時は受験や就職などの大切な時期で、経済的な負担もあるというようなことがありました。また、点の一番下、式典は成年としての自覚を促せる内容であるとよいと思うというようなこともあったところであります。

3番の意見交換会、このアンケートを通しまして意見交換会も実施をしております、記載の2回実施をしております。出席者については、各団体等の代表ということで11名の方をお願いをいたしました。意見交換会としての内容は、これも対象の年齢、時期、それから式典の名称ということでありますが、この意見交換会の中でも全員の方がやはり対象の年齢は二十歳がいいというようなことでありまして、その理由については、やはり先ほど申し上げましたような記載の内容であります。

開催の時期であります、これについては1月ということで、これも出席者、意見交換会の全員の方々がやはり国民の祝日である成人の日で行うのがいいという、日本の古来の伝統文化を重んじた時期であるというようなことで1月というようなことで全ての方の意見をいただいたところであります。

4ページをご覧ください。

式典の名称につきましては、それぞれいろんな意見があったので、この意見交換会の中では決まるといいますか、あれでしたけれども、そのもの「成人式」がいい、要するに民法で定める成年年齢とは同じでなくてもいい、あるいは「二十歳（はたち）の集い」、さらにはサブタイトルを設けて喜多方らしさを加えてはどうかというような意見もあったところであります。その他の意見としましては、記載のような成人者同士が経験などの話し合いを設

定するなどの視野を広げるような内容としてはどうかなどの意見もあったようなところであります。

4番としまして、この成人式の在り方の方向性の案ということで、アンケート、意見交換会を通しましても、やはり対象者の年齢は二十歳、それから開催の時期は1月ということで、ほとんどの方々がそういったことが最もいいのではないかというようなことの見解でありましたので、今後こういったアンケート、意見も参考として進めてまいりますけれども、5番として今後の進め方については記載のような方法で行いまして、1月の定例の教育委員会のほうでは正式に方針の案をお示しさせていただきたいと思います。2月には議会にも説明して、3月には市民へのパブリックコメントを実施して、令和3年度の早い時期に方針を決定して周知をしていきたいということで考えております。

以上です。

教育長

成人式の在り方について今説明ありましたが、よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

次に進みます。

あと、連絡事項ということで、令和2年度教育委員会の会議の開催日程等についてよろしくお願いします。

教育総務課長

それでは、25ページをお開き願います。

教育委員会会議の開催日程につきましては、これまでと変更ございませんので説明は省略させていただきまして、下に今後の日程ということで、総合教育会議、委員の皆様には既に通知をさせていただいているところですが、来週の19日木曜日10時から、場所は庁議室ということで、同じ建物の2階に庁議室がございますので、そちらで開催されますので、出席をお願いいたします。

以上でございます。

教育長

では、来週19日に総合教育会議があるということで、この出席のほうもお忙しいでしょうがよろしくお願いいたします。

以上、案件等については全て終わりましたが、委員の方々から何か最後にありましたらお願いします。よろしいですか。

荒明委員

お聞きしたいんですけども、今年はコロナのために適正規模・適正配置についてはストップした状況ではあるんですが、今現在どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

学校教育課長

現在、教育部内で実施計画案の案というような状態でしょうか。それについてまとめている現状でございます。それについて

は、また新たな機会という形でご説明をしたいと考えているところでございます。

今のところ以上でございます。

教育長

よろしいですか。

高橋委員

今、来年度の予算も各公民館が決めている時期だと思ひまして、そのために来年の講座をどうするかと考えていらっしゃると思うんですけども、やっぱり今までと変わったことというのが、いろいろ条件が変わりましたので、それにぜひ対応して、例えばリモートでの講座なども是非開催していただきたいなと思います。それに伴って、ウェブの環境、例えばWi-Fiが必要なかどうかとか、端末が必要かどうか、そういったことも検討して、もし予算を出せるなら検討していただきたいなとちょっと希望がありましたので、言い忘れましたがお願いしたいと思います。

教育長

その辺も含めていろいろ考えていかなければいけない時期なんだろうなと思うので。

ほかにございますでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

では、あと事務局から何かありますか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、これをもちまして令和2年11月教育委員会の定例会を閉じたいと思います。

閉会時刻であります、午後0時15分ということでお願いいたします。

では、これで閉じます

お疲れさまでした。

閉会（午後0時15分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

学校教育課長補佐